昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇五
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇五
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇五
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇五
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇五
昭和二十三年四月二日以後に生まれた者	一・三〇五

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

3　平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十四条第三号、第百十五条第一項及び第三項、第百二十三条第二項、第百二十四条第三項第二号、第百四十条第二項、第百四十七条の四並びに第百九十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二十六号中「又はやいとはた」を「、やいとはた又はくえ」に改め、同条第二十八号中「以後」を「から一年以内」に改め、同条第三十七号を同条第三十九号とし、同条第三十六号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条中第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十六号とし、同条第三十三号中「第三十一号」を「第三十二号」に、「以後」を「から一年以内」に改め、同号を同条第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五　小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろで第三十二号に規定する日から三年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十三条中第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　小割り式五年魚まはた養殖業（まはた等で第二十六号に規定する日から三年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十四条第一項の表小割り式四年魚まはた養殖業の項の次に次のように加える。

小割り式五年魚まはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚まはた養殖業の項の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。）

第十四条第一項の表小割り式四年魚くろまぐろ養殖業の項の次に次のように加える。

小割り式五年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚くろまぐろ養殖業の項の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。）

第十四条第二項の表小割り式四年魚まはた養殖業の項の次に次のように加える。

小割り式五年魚まはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚まはた養殖業の項の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。）

第十六条の見出しを「（養殖共済に係る塡補の責めを負わない損害）」に改め、同条第二号中「育成」の下に「又は販売」を加える。

第十八条の二第二項中「第十三条第三十一号から第三十三号まで」を「第十三条第三十二号から第三十五号まで」に改める。

第二十二条の三第二十六号中「及び小割り式四年魚まはた養殖業」を「、小割り式四年魚まはた養殖業及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業」に改める。

第二十二条の六第一項第七号中「小割り式四年魚まはた養殖業」の下に「、小割り式五年魚くろまぐろ養殖業」を加える。

第二十五条第一項第二号の表中

小割り式四年魚まはた養殖業	二十五台

を

小割り式五年魚まはた養殖業	二十五台

に、

小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	二十五台

を

小割り式五年魚くろまぐろ養殖業	二十五台

に改める。

別表第四十九号(一)中「及び第三十九号(一)」を「、第三十九号(一)、第四十号(一)及び第四十一号(一)」に改め、同号(二)中「及び第三十九号(二)」を「、第三十九号(二)、第四十号(二)及び第四十一号(二)」に改め、同号(三)中「及び第三十九号(三)」を「、第三十九号(三)、第四十号(三)及び第四十一号(三)」に改め、同号(六)中「第四十号(五)、第四十一号(一)、第四十二号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十号(五)、第四十一号(一)、第四十二号(一)、第四十四号(一)、第四十六号(一)及び第四十七号(一)」に改め、同号(七)中「第四十号(三)、第四十一号(二)、第四十二号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十号(三)、第四十一号(三)、第四十二号(三)、第四十四号(二)、第四十六号(二)及び第四十七号(二)」に改め、同号(八)中「第四十号(四)、第四十一号(三)、第四十二号(三)、第四十四号(三)及び第四十六号(三)」を「第四十号(四)、第四十一号(四)、第四十二号(四)、第四十四号(四)及び第四十六号(四)」に改め、同号(九)中「第四十号(六)、第四十一号(四)、第四十二号(四)、第四十四号(四)及び第四十六号(四)」を「第四十号(六)、第四十一号(五)、第四十二号(五)、第四十四号(五)及び第四十六号(五)」に改め、同号(十)中「第四十号(七)、第四十一号(五)、第四十二号(五)、第四十四号(五)及び第四十六号(五)」を「第四十号(七)、第四十一号(六)、第四十二号(六)、第四十四号(六)及び第四十六号(六)」に改め、同号(十一)中「第四十号(八)、第四十一号(六)、第四十二号(六)、第四十四号(六)及び第四十六号(六)」を「第四十号(八)、第四十一号(七)、第四十二号(七)、第四十四号(七)及び第四十六号(七)」に改め、同号(十二)中「第四十号(九)、第四十一号(七)、第四十二号(七)、第四十四号(七)及び第四十六号(七)」を「第四十号(九)、第四十一号(八)、第四十二号(八)、第四十四号(八)及び第四十六号(八)」に改める。